

町税等の滞納に対する特別措置に関する見直しについて

1 見直しに至る経過

平成 18 年に当該条例を制定した背景には、市町村合併議論を経て、自主自立の道を選択する中、自主財源確保の観点から、税の徴収強化・収納率向上を図り、また徴収に対する町民の信頼を確保することを目的に、納税を推進するための特別措置として制定したものである。

条例制定当時は、96%程度で推移していた収納率は、ここ近年は 99%を超える高い収納率を維持している。自治体における財政状況は厳しさを増す中、歳入の約 20%を占める町税は極めて重要な財源であり、誠実に納税している住民との公平性が求められる。

条例制定から 19 年が経過し、「行政サービスを受ける権利」と「納税の義務」のバランスの確保は継続しつつ、時代に即した運用とするための見直しを行おうとするものである。

2 見直しの要点

条例の目的にある「町税等の徴収に対する町民の信頼を確保すること」は、今後も維持することとし、内容について次のとおり見直しを行う。

① 対象とする行政サービスの再整理

- ・「契約行為」「許認可」「補助金」「助成金」「利子補給金」「奨励金」「貸付金」「融資」「福祉サービス等」を基本項目とし、これらに該当する行政サービスの全庁的な再整理を行う。
- ・福祉・保健衛生に関するサービス等の制限については、特定滞納者に限定した対応として整理する。

② 住民への周知・理解

特別措置を講じる行政サービスについて、ホームページ等で一覧を見るかたちで公表するとともに、行政サービスを申請する際、対象者に対し分かりやすく制度の目的及び内容についての周知を行う。

③ 制度の効率的運用

滞納の有無の確認については、RPA を活用するなど、事務の効率化に努める。

また、ここ近年、社会環境の変化等により、新規事業の行政サービスメニューが増えている状況であり、それらに機動的に対応できるよう、対象とする行政サービス項目を規則で整理することとし、住民にとって分かりやすく、また迅速に行政サービスを享受できる体制を構築する。

④ 個人情報の取り扱い

税情報等の個人情報については、十分に配慮した取扱いとする。

3 スケジュール

令和 7 年 1 月 対象とする行政サービスの再整理・特定滞納者の区分の整理

令和 8 年 2 月 まちづくり意見募集（パブリックコメント）

令和 8 年 3 月 条例改正提案